

平成30年度

いばらき宇宙ビジネス創造拠点プロジェクト

いばらき宇宙ビジネス支援事業

【募集要項】

(募集・申込期間)

平成30年11月5日(月)～平成30年11月22日(木)

(申込・問い合わせ先)

茨城県 産業戦略部 技術振興局 科学技術振興課 国際戦略総合特区推進室

〒310-8555 水戸市笠原町978番6

TEL 029-301-2515 (直通)

1 事業の目的・概要

世界の宇宙ビジネスの市場規模は毎年拡大しており、これまでの官主導から民間主導による産業化が進みつつあります。我が国においても、「宇宙産業ビジョン 2030」が策定され、宇宙ビジネスを新たな成長産業ととらえ、小型衛星の開発や衛星データのオープン&フリー化を進められるなど、より多くの民間企業が参入しやすい仕組みづくりが行われております。

このような中、本県には、宇宙航空研究開発機構（JAXA）や産業技術総合研究所をはじめとする官民の研究機関が数多く立地しており、2万人を超える研究者が様々な分野で最先端の研究に従事するなど、宇宙ビジネスを展開するうえで、優れた環境を有しております。

県では、県内での宇宙ベンチャーの創出及び県内企業の宇宙ビジネス分野への新規参入を促進し、「いばらき宇宙ビジネス創造拠点」の形成を図るため、JAXA等の試験設備の利用料や販路開拓に要する費用、衛星データを活用したソフトウェア開発費用の補助を行います。

2 応募資格

次の（１）～（７）のすべてを満たす者。

- （１） 茨城県内に活動拠点（本店、支店、営業所、研究所等）を有する企業、団体、個人であり、宇宙ビジネスを行っている又は行う予定（申請後、3カ月以内に事業を開始する具体的な計画があること）である者。
- （２） 補助事業終了後も、引き続き1年以上県内に活動拠点を有し、事業活動を継続する予定である者。
- （３） 県税に未納がないこと。
- （４） 民事再生法又は会社更生法による申立て等、補助事業の継続性について不確実な状況が存在していないこと。個人にあっては破産手続開始決定を受けて復権を経していない者でないこと。
- （５） 補助事業の実施にあたり、必要な許認可を取得し、関係法令を遵守すること。
- （６） 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号までに規定する者ではないこと。
- （７） その他、県が補助金の支出先として適切ではないと判断する者ではないこと。

※ 本事業における宇宙ビジネスとは、次の（１）～（５）に掲げる事業とする。

- （１） 宇宙機器産業：ロケット、衛星、地上施設、これらの制御・管制に係るソフトウェア等
- （２） 宇宙利用サービス産業：衛星通信、観測分野、打上げサービス等
- （３） 宇宙関連民生機器産業：衛星放送対応テレビ、GPS機能搭載携帯電話、カーナビゲーションシステム等
- （４） ユーザー産業群：通信・放送、測位、リモートセンシング（地理情報、気象、農林業、漁業等）等
- （５） その他宇宙に関する事業

3 補助金額等及び対象経費

【補助金額】

補助率，上限金額は下表のとおりであり，複数区分の申請が可能です。

区分		補助率	上限金額	採択件数
1	試験設備の利用料補助	2 / 3	80 万円	数件
2	販路開拓に係る費用の補助		400 万円	
3	衛星データを活用したソフトウェア開発費の補助		400 万円	

※他の公的な補助金や助成金を受給し，又はその決定を受けている場合は対象外とします。

【対象経費】

次の①～③のすべてを満たし，下表に示すものを本事業の補助対象経費とします。

①使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費

②交付決定日以降に発生し，補助事業完了までに支払いが完了する経費

③証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

区分	補助対象経費	条件等
1 試験設備の利用料補助	①研究機関等の試験設備利用料 (設備運転業者に支払うオペレーター費用等を含む)	・試験設備の利用申込みは交付決定前でも可 ・茨城県が有する試験設備の利用料補助は対象外
2 販路開拓に係る費用の補助	①展示会出展料，商談会参加料等 ②上記出展等に係る以下の経費 ・パネル等製作費 ・旅費 ^(※1) ・現地コーディネータに係る費用	・出展，参加の申込みは交付決定前でも可 ・選考会，審査会等への参加費用は対象外
3 衛星データを活用したソフトウェア開発費の補助	①衛星データ取得費用 ②開発に係る以下の経費 ・ソフトウェア等購入費 ・人件費 ^(※2) (直接従事する者の，直接作業時間に対するものに限り) ・外部委託費(直接実施することができないもの又は適当でないものについて，他の事業者を外注するために必要な経費)	・交付決定日以後の契約により発生した経費及び発生した人件費が対象 ・平成31年3月15日までに試作品を開発し，市場投入又は実証実験できる状態であること ・外部委託費は，補助対象経費の2分の1以内とする

※ただし，やむを得ない事由がある場合には，交付申請日以降の事前着手分も認めることとします。

※1 【旅費の支給基準】

国外旅費	国内旅費
海外の展示会への出展や商談会への参加のための海外航空賃及び国内空港と勤務地間の旅費を対象とし、次のとおりとする。 ・運賃燃料サーチャージ，国内空港施設料，空港保安サービス料，海外空港税等。 ・エコノミークラスに限る。 ・利用できる対象者は2名までとする。 ※国内空港までの旅費に関しては国内旅費の基準を適用する。 ※現地での宿泊費，日当等は対象としない。	・国内航空賃はエコノミークラスに限る。 ・利用できる対象者は2名までとする。 ・鉄道賃は，乗車賃と特急料金（指定料金を含み，グリーン料金は含まない）とする。 ・船賃，バス賃は普通運賃とする。 ※回数券等は対象外とする。 ※タクシー代，ガソリン代，駐車場代，高速道路通行料金，宿泊費，日当等は対象としない。

※2 【人件費の支給基準】

事業に従事する従業員の基本給（他の業務を兼務する場合はそれぞれの勤務従事時間により按分して算出）を補助対象とします。

4 平成30年度補助事業のスケジュール（予定）

11月5日～11月22日	募集期間
12月上旬	審査，補助金交付決定
平成31年3月15日迄	補助事業実績報告
	実績報告書の提出後，それに基づく検査を経て補助金を支払する額を確定し，補助金を支払います。

5 申請書類の作成及び提出

(1) 申請書類の作成

申請する前に、必ず下記 11 募集に関する問い合わせ先 までご連絡願います。

交付要項及び交付申請書は茨城県ホームページよりダウンロードすることができます。

○ホームページ「いばらき宇宙ビジネス創造拠点プロジェクト」

URL <http://www.pref.ibaraki.jp/kikaku/kagaku/kokusai/documents/ibarakispace.html>

※「いばらき宇宙ビジネス」で検索してください。

(2) 提出書類

ア 交付申請書（交付要項様式第1号。代表者印等を押印のこと。）

事業区分に応じて次の書類を添付してください。

なお、個人の場合には、住民票及び「申請後3か月以内に事業を開始する具体的な計画」に係る書類（様式任意）を添付してください。

○事業区分1：試験設備の利用料補助

- ・別紙1【事業区分1：試験設備の利用料補助】
- ・試験設備利用申込書の写し
- ・試験設備運転業者との打合せ資料の写し等，試験の内容が分かるもの

○事業区分2：販路開拓に係る費用の補助

- ・別紙2【事業区分2：販路開拓に係る費用の補助】
- ・展示会等出展申込書の写し
- ・展示会等出展承諾書の写し
- ・展示会等の概要が分かる資料
- ・現地コーディネータ雇用契約関係書類（コーディネータの役割が分かるもの、契約書等）

※上記書類が外国語で作成されている場合は訳文を添付

○事業区分3：衛星データを活用したソフトウェア開発費の補助

- ・別紙3【事業区分3：衛星データを活用したソフトウェア開発費の補助】
- ・開発するソフトウェアの概要が分かる資料
- ・衛星データ取得費用、ソフトウェア等購入費用の明細
- ・人件費の積算が分かる資料（就業規則、給与支払明細、作業計画書等）

イ 法人登記事項証明書（履歴事項全部事項証明書。発行後3か月以内のもの。）又は開業届の写し

※事業を行う予定の者は、申請後3か月以内に法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は管轄の税務署に提出した個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもの）を提出すること

ウ 県税に未納がないことの証明書

- 法人の場合：法人事業税及び法人県民税の納税証明書（県税事務所発行）
- 個人事業主：個人事業税の納税証明書（県税事務所発行）
- 個人：住民税納税証明書（市町村発行）

エ 確定申告書の写し（2年分）

※決算書の写しでも可。未決算の法人及び個人事業主、個人の場合は、源泉徴収票（源泉徴収票の代わりに税務署発行の納税証明書（その2））でも可

(3) 提出方法

平成30年11月5日（月）から11月22日（木）までの間に郵送または持参

※持参の場合の受付時間：8時30分から12時00分、13時00分から17時00分

※郵送の場合：11月22日（木）必着

【申請書類提出先】

茨城県 産業戦略部 技術振興局 科学技術振興課 国際戦略総合特区推進室
〒310-8555 水戸市笠原町978番6

(4) 申請書類の作成及び提出における注意事項

ア 申請書類の作成にあたっては必ず事前に 11 募集に関する問い合わせ先 へ相談してください。

イ 申請書類は返却しません。

ウ 申請に係る経費は、応募者の負担となります。

エ 申請書類に不備がある場合、再提出・追加提出していただきます。

オ 再提出・追加提出を求めた際、指定する期間内に提出されない場合は辞退とみなします。

6 審査

(1) 審査方法

県は、申請内容について、別に定める審査会において審査を行い、補助金の交付又は不交付を決定します。

(2) 審査の視点

本補助金の目的への適合性、事業の新規性・優位性、実現可能性・市場性、継続性・発展性、本補助金の必要性等

(3) 審査における注意事項

補助金の交付又は不交付は書面（郵送）にてお知らせします。審査の経過・結果に関するお問い合わせには一切応じられません。

7 交付決定後の注意事項

(1) 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）、又は平成 31 年 3 月 15 日までに、実績報告書（別紙様式）を県に提出しなければなりません。

(2) 県は、実績報告書の提出後、それに基づく検査を経て補助金を支払する額が確定した場合に補助金を支払います。ただし、事業の実施に必要なと認められる場合には、交付決定額の 90 パーセント以内の額を概算で支払うことができます。

(3) 補助事業者が交付申請書に記載した内容と異なる事業を行った場合（事前に県の承認を受けた場合は除く。）や補助事業遂行の見込みがないと認められる場合には、補助事業の打ち切りを命じることがあります。

8 補助事業者の義務等

(1) 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその状況をあきらかにし、補助事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間、県の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなくてはなりません。

(2) 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合（経費の配分を大幅に変更しようとするとき等）又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、事前に承認を受けなければなりません。

(3) 補助事業者は県から求めがあった場合には、速やかに補助事業の遂行状況について、報告しなければなりません。

9 補助事業の取消し・返還

補助事業者が、以下のいずれかに該当した場合又は補助事業の打ち切りがあった場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金を返還することになります。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件，法令若しくは交付決定に基づく命令に違反したとき。
- (4) 補助事業に関して，不正，事務手続きの遅延，その他不適当な行為をした場合
- (5) 交付の決定後生じた事情の変更等により，補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (6) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号から同条第 3 号までに規定する者に該当するに至ったとき。

10 その他

- (1) 補助事業の進捗状況確認のため，実地検査に入ることがあります。
- (2) 補助対象事業として採択された場合，企業名，代表者名，所在地，電話番号，設立年月，資本金，業種，従業員数，交付年度，補助金額，事業内容等について公表する場合があります。

11 募集に関する問い合わせ先

茨城県 産業戦略部 技術振興局 科学技術振興課 国際戦略総合特区推進室

〒310-8555 水戸市笠原町978番6

電話 029-301-2515（直通） FAX 029-301-2498